

北海道青少年健全育成審議会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 北海道青少年健全育成審議会（以下「審議会」といい、社会環境整備部会（以下「部会」という。）を含む）の傍聴を希望する方は、事前に電話等でお申し込みいただくか、当日、審議会の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、審議会会長（部会においては部会長）の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、審議会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 審議会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 審議会中において、飲食などはできません。
- (3) 審議会中において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、審議会会長（部会においては部会長）が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他審議会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。